

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<h3 style="margin: 0;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」の一部改定について（令和3年3月26日付け国技建管第21号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p>(15) 法定休日・所定休日（週休二日の導入）</p> <p>1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告しなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術情報活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）」、「公共工事等における新技術活用システム実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国営施第19号、国総公第252号）」による必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	<h3 style="margin: 0;">第1章 総 則</h3> <p>第1節 総 則</p> <p>1-1-1 適 用</p> <p>2. 工事仕様書の適用</p> <p>受注者は、工事仕様書の適用にあたっては、「北海道開発局請負工事監督規程（以下「監督規程」という。）」及び「北海道開発局請負工事検査規程（以下「検査規程」という。）」に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和元年6月改正政令第44号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>27. 工事写真</p> <p>工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。</p> <p>なお、デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化について」（平成29年 1月30日付け国技建管第10号）に基づき実施しなければならない。</p> <p>1-1-4 施工計画書</p> <p>1. 一般事項</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>1-1-13 調査・試験に対する協力</p> <p>6. NETIS</p> <p>受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告しなければならない。受注者は、「公共工事等における新技術情報活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。</p> <p>受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について（平成26年3月28日、国官総第344号、国官技第319号）」、「公共工事等における新技術活用システム実施要領について」（平成26年3月28日、国官総第345号、国官技第320号、国営施第17号、国総施第141号）」による必要な措置をとらなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、施工者希望型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う改定</p> <p>関係法令等の改正に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>関係法令等の改正に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>1-1-20 工事完成図</p> <p>1. 受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2. 工事完成図とは、最終の設計図に受注者からの申し出に対し、監督職員が承諾した事項（施工承諾の内容等）が反映された図面をいう。</p> <p>3. 管水路工事においては、管割り図についても工事完成図として提出しなければならない。</p> <p>1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員を通じて発注者に提出しなければならない。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行わなければならない。</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p> <p>1-1-22 既済部分検査等</p> <p>3. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行わなければならない。</p> <p>(3) 週休二日の履行状況</p> <p>1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事目的、工期、発注者名、及び施工者名等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>1-1-19 建設副産物</p> <p>4. 再生資源利用計画</p> <p>受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>5. 再生資源利用促進計画</p> <p>受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1-1-20 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事完成図を作成しなければならない。</p> <p>ただし、各種ブロック製作工等工事目的物によっては、監督職員の承諾を得て工事完成図を省略することができる。</p> <p>1-1-21 工事完成検査</p> <p>1. 工事完成通知書の提出</p> <p>受注者は、契約書第32条の規定に基づき、工事完成通知書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>4. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、以下の各号に掲げる検査を行わなければならない。</p> <p>〔追加〕</p> <p>1-1-22 既済部分検査等</p> <p>3. 検査内容</p> <p>検査職員は、監督職員及び受注者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行わなければならない。</p> <p>〔追加〕</p> <p>1-1-24 施工管理</p> <p>3. 標示板の設置</p> <p>受注者は、施工に先立ち工事現場またはその周辺の一般通行人等が見易い場所に、工事名、工期、発注者名、受注者名及び工事内容等を記載した標示板を設置し、工事完成後は速やかに標示板を撤去しなければならない。ただし、標示板の設置が困難な場合は、監督職員の承諾を得て省略することができる。</p>	<p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書に合わせて改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p>1-1-26 週休二日の対応</p> <p>受注者は、週休二日に取組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。なお、週休二日は、月単位で4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら4週8級以上の休日を確保し実施に努めなければならない。</p> <p>1-1-32 環境対策</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。</p> <p>1-1-34 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可等</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可または、道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-36 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p>	<p>なお、標示板の記載にあたっては、工事に関する情報をわかりやすく記載するものとし、図1-1-2を参考とする。</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>1-1-31 環境対策</p> <p>8. 低騒音型・低振動型建設機械</p> <p>受注者は、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（建設大臣官房技術参事官通達、昭和62年3月30日改正）によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務付けている場合には、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用しなければならない。ただし、施工時期・現場条件等により一部機種の調達不可能的な場合は、認定機種と同程度と認められる機種または対策をもって協議することができるものとする。</p> <p>1-1-33 交通安全管理</p> <p>5. 交通安全法令の遵守</p> <p>受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和2年3月改正内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における表示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知 昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。</p> <p>14. 通行許可</p> <p>受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（平成31年3月改正政令第41号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和2年6月改正政令第181号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和2年6月改正法律第52号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。</p> <p>1-1-35 諸法令の遵守</p> <p>1. 諸法令の遵守</p> <p>受注者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p style="text-align: center;">関係法令等の改正に伴う改定</p> <p style="text-align: center;">関係法令等の改正に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和4年6月改正 法律第12号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和4年3月改正 法律第4号)</p> <p>(21) 海岸法 (令和4年3月改正 法律第7号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (令和4年5月改正 法律第44号)</p> <p>(26) 航空法 (令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(40) 電気事業法 (令和4年6月改正 法律第74号)</p> <p>(43) 建築基準法 (令和4年5月改正 法律第55号)</p> <p>(61) 空港法 (令和4年6月改正 法律第62号)</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (令和4年5月改正 法律第46号)</p> <p>(67) 職業安定法 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(68) 所得税法 (令和4年6月改正 法律第71号)</p> <p>(72) 電波法 (令和4年6月改正 法律第70号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和4年4月改正 法律第32号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和4年3月改正 法律第12号)</p> <p>(80) 個人情報の保護に関する法律 (令和4年5月改正 法律第54号)</p> <p>1-1-44 石綿使用の有無</p> <p>受注者は、建築物・工作物等の解体・改修工事を行う際、石綿（アスベスト）の使用の有無の「事前調査」を行わなければならない。石綿障害予防規則に基づく一定規模以上の工事にあつては「事前調査結果の報告」を所轄労働基準監督局に届出を行わなければならない。また、大気汚染防止法に基づき、特定粉じん発生施設を設置しようとするときは、都道府県知事に届出を行わなければならない。</p> <p>1-1-69 デジタル工事写真の黒板情報電子化について 開発局独自</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>本工事では、以下の1項から4項までの全てを実施することとする。</p>	<p>なお、主な法令は以下に示す通りである。</p> <p>(8) 雇用保険法 (令和3年6月改正 法律第58号)</p> <p>(12) 建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (令和2年3月改正 法律第14号)</p> <p>(15) 道路交通法 (令和2年6月改正 法律第52号)</p> <p>(17) 道路運送車両法 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(21) 海岸法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(24) 漁港漁場整備法 (平成30年12月改正 法律第95号)</p> <p>(26) 航空法 (令和3年6月改正 法律第65号)</p> <p>(40) 電気事業法 (令和2年6月改正 法律第49号)</p> <p>(43) 建築基準法 (令和3年5月改正 法律第44号)</p> <p>(61) 空港法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成26年6月改正 法律第69号)</p> <p>(67) 職業安定法 (令和元年6月改正 法律第37号)</p> <p>(68) 所得税法 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p>(72) 電波法 (令和3年3月改正 法律第19号)</p> <p>(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (令和2年6月改正 法律第42号)</p> <p>(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (令和3年6月改正 法律第58号)</p> <p>(80) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (令和3年5月改正 法律第37号)</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>1-1-67 デジタル工事写真の黒板情報電子化について 開発局独自</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入および工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。</p> <p>デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、契約締結後、監督職員から承諾を得たうえでデジタル工事写真の黒板情報電子化対象とすることができ、下記の1項から4項まで全てを実施することとする。</p>	<p>関係法令等の改正に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>関係法令等の改正に伴う改定</p>
<h3>第2章 土 工</h3> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	<h3>第2章 土 工</h3> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p>	

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第3節 土 工</p> <p>2-3-1 一般事項</p> <p>2. 地山の土及び岩の分類</p> <p style="padding-left: 20px;">地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、受注者は、設計図書に示された土及び岩の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>2-3-2 掘 削 工</p> <p>6. 残土運搬時の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑をかけないように努めなければならない。</p> <p>2-3-3 路体盛土工</p> <p>12. 採取土及び購入土運搬時の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>2-3-4 路床盛土工</p> <p>11. 接続部の緩和区間</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には、すり付け区間を設けて路床支持力の不連続を避けなければならない。</p> <p>16. 採取土及び購入土を運搬の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>2-3-6 残土処理工</p> <p>2. 残土運搬時の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民及び道路利用者に迷惑がかからないよう努めな</p>	<p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第3節 土 工</p> <p>2-3-1 一般事項</p> <p>2. 地山の土及び岩の分類</p> <p style="padding-left: 20px;">地山の土及び岩の分類は、表1-2-1によるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を定められた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">また、受注者は、設計図書に示された土及び願の分類の境界が現地の状況と一致しない場合は、契約書第18条第1項の規定により監督職員の指示を受けなければならない。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、確認のための資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p> <p>2-3-2 掘 削 工</p> <p>6. 残土運搬時の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、掘削工により発生する残土を受入れ地に運搬する場合には、沿道住民に迷惑をかけないようにしなければならない。</p> <p>2-3-3 路体盛土工</p> <p>12. 採取土及び購入土運搬時の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>2-3-4 路床盛土工</p> <p>11. 接続部の緩和区間</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1：4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削（切土）部、盛土部の縦断方向の接続部には、すり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさけなければならない。</p> <p>16. 採取土及び購入土を運搬の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあたって、一般道路を運搬に利用する場合も同様とするものとする。</p> <p>2-3-6 残土処理工</p> <p>2. 残土運搬時の注意</p> <p style="padding-left: 20px;">作業残土を受入れ地へ運搬する場合には、沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。</p>	<p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>誤植修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>誤植修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由																														
<p>ればならない。</p> <h3 style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h3> <h4>第1節 適 用</h4> <p>3. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」[2017年制定]（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>1. 適用規定</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">土木学会</td> <td style="width: 40%;">コンクリート標準示方書（施工編）[2017年制定]</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(2018年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（設計編）[2017年制定]</td> <td style="text-align: right;">(2018年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]</td> <td style="text-align: right;">(平成24年6月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針[2020年制定]</td> <td style="text-align: right;">(令和2年3月)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本鉄筋継手協会</td> <td>鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事</td> <td style="text-align: right;">(平成29年8月)</td> </tr> </table> <h4>第3節 レディーミクストコンクリート</h4> <h5>3-3-2 工場の選定</h5> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正 法律第68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（平成30年5月改正 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定</p>	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]	(2018年3月)	土木学会	コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]	(2018年3月)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版]	(平成24年6月)	土木学会	鉄筋定着・継手指針 [2020年制定]	(令和2年3月)	公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年8月)	<p>ればならない。</p> <h3 style="text-align: center;">第3章 無筋・鉄筋コンクリート</h3> <h4>第1節 適 用</h4> <p>3. 適用規定 (2)</p> <p>受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）」（土木学会、平成30年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。</p> <h4>第2節 適用すべき諸基準</h4> <p>1. 適用規定</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類にこれにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">土木学会</td> <td style="width: 40%;">コンクリート標準示方書（施工編）</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">(平成30年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリート標準示方書（設計編）</td> <td style="text-align: right;">(平成30年3月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>コンクリートのポンプ施工指針</td> <td style="text-align: right;">(平成24年6月)</td> </tr> <tr> <td>土木学会</td> <td>鉄筋定着・継手指針</td> <td style="text-align: right;">(令和2年3月)</td> </tr> <tr> <td>公益社団法人日本鉄筋継手協会</td> <td>鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事</td> <td style="text-align: right;">(平成29年9月)</td> </tr> </table> <h4>第3節 レディーミクストコンクリート</h4> <h5>3-3-2 工場の選定</h5> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。</p> <p>(1) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。</p> <p>(2) JISマーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法の一部を改正する法律（平成30年5月30日公布 法律第33号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）が工事現場近くに見あたらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。</p> <p>なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者</p>	土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	(平成30年3月)	土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	(平成30年3月)	土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(平成24年6月)	土木学会	鉄筋定着・継手指針	(令和2年3月)	公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年9月)	<p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>関係法令等の改正に伴う改定</p> <p>誤植修正</p>
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編） [2017年制定]	(2018年3月)																														
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編） [2017年制定]	(2018年3月)																														
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針 [2012年版]	(平成24年6月)																														
土木学会	鉄筋定着・継手指針 [2020年制定]	(令和2年3月)																														
公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年8月)																														
土木学会	コンクリート標準示方書（施工編）	(平成30年3月)																														
土木学会	コンクリート標準示方書（設計編）	(平成30年3月)																														
土木学会	コンクリートのポンプ施工指針	(平成24年6月)																														
土木学会	鉄筋定着・継手指針	(令和2年3月)																														
公益社団法人日本鉄筋継手協会	鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事	(平成29年9月)																														

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>しなければならない。</p> <p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2 (コンクリートミキサー第2部：練混ぜ性能試験方法) 及びJSCE-I 502-2013「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>3-6-4 打 設</p> <p>5. コンクリートポンプ使用時の注意</p> <p>受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針[2012年版]5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>3-7-3 加 工</p> <p>3. 鉄筋の曲げ半径</p> <p>受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)[2017年制定]本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準第7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、2018年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3-7-5 継 手</p> <p>8. 機械式鉄筋継手</p> <p>(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度は、土木学会鉄筋定着・継手指針[2020年制定](令和2年3月土木学会)の信頼度Ⅱ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. 一般事項</p>	<p>(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。</p> <p>第5節 現場練りコンクリート</p> <p>3-5-4 材料の計量及び練混ぜ</p> <p>3. 練混ぜ</p> <p>(2) 受注者は、ミキサの練混ぜ試験を、JIS A 8603-2(練混ぜ性能試験方法)及び土木学会規準「連続ミキサの練混ぜ性能試験方法」により行わなければならない。</p> <p>3-6-4 打 設</p> <p>5. コンクリートポンプ使用時の注意</p> <p>受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成24年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートプレーサ、ベルトコンベヤ、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。</p> <p>3-7-3 加 工</p> <p>3. 鉄筋の曲げ半径</p> <p>受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準第7編第2章鉄筋コンクリートの前提」(土木学会、平成30年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>3-7-5 継 手</p> <p>8. 機械式鉄筋継手</p> <p>(1) 機械式鉄筋継手工法を採用する場合は、「現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン(平成29年3月)」に基づき実施するものとする。受注者は、施工する工法について必要な性能に関し、公的機関等(所定の試験、評価が可能な大学や自治体、民間の試験機関を含む)による技術的な確認を受け交付された証明書の写しを監督職員の承諾を得なければならない。また、機械式鉄筋継手の施工については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>② 機械式鉄筋継手工法の品質管理は、使用する工法に応じた確認項目や頻度、方法、合否判定基準等を施工計画書に明示した上で、施工管理や検査時においては、これに従って確認を行わなければならない。また、機械式鉄筋継手工法の信頼度はⅡ種を基本とするが、設計時にⅠ種を適用している場合は、設計時の信頼度に従って施工管理を行わなければならない。</p> <p>3-12-3 海水の作用を受けるコンクリート</p> <p>1. 一般事項</p>	<p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 材 料</p> <p>第4節 骨 材</p> <p>1. 適合規格</p> <p style="padding-left: 20px;">道路用碎石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部:石炭ガス化スラグ骨材)</p> <p>4-4-2 セメントコンクリート用骨材</p> <p>3. 使用規定の例外</p> <p style="padding-left: 20px;">気象作用を受けない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。</p> <p>4-6-4 鋼 管</p> <p style="padding-left: 20px;">鋼管は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">〔削除〕</p> <p style="padding-left: 40px;">〔削除〕</p> <p style="padding-left: 40px;">〔削除〕</p> <p>4-6-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p style="padding-left: 20px;">鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)</p> <p style="padding-left: 20px;">JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)</p> <p style="padding-left: 20px;">JDPA G 1029 (推進工法用ダクタイル鋳鉄管)</p> <p style="padding-left: 20px;">JDPA G 1053-2020 (ALW形ダクタイル鋳鉄管)</p> <p>4-6-14 鉄線じゃかご</p> <p style="padding-left: 20px;">鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき塗膜 42μm 以上のめっき鉄線を使用するものとする。</p> <p>第7節 セメント及び混和材料</p> <p>4-7-1 一般事項</p> <p>4. 異常なセメント使用時の注意</p>	<p>受注者は、海水の作用をうけるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第4章 材 料</p> <p>第4節 骨 材</p> <p>1. 適合規格</p> <p style="padding-left: 20px;">道路用碎石、コンクリート用骨材等は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">〔追加〕</p> <p>4-4-2 セメントコンクリート用骨材</p> <p>3. 使用規定の例外</p> <p style="padding-left: 20px;">気象作用をうけない構造物に用いる細骨材は、本条2項を適用しなくてもよいものとする。</p> <p>4-6-4 鋼 管</p> <p style="padding-left: 20px;">鋼管は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS G 5526 (ダクタイル鋳鉄管)</p> <p style="padding-left: 20px;">JIS G 5527 (ダクタイル鋳鉄異形管)</p> <p style="padding-left: 20px;">JDPA G 1027 (農業用水用ダクタイル鋳鉄管)</p> <p>4-6-5 鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品</p> <p style="padding-left: 20px;">鋳鉄品、鋳鋼品及び鍛鋼品は、以下の規格に適合するものとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">〔追加〕</p> <p style="padding-left: 40px;">〔追加〕</p> <p style="padding-left: 40px;">〔追加〕</p> <p style="padding-left: 40px;">〔追加〕</p> <p style="padding-left: 40px;">〔追加〕</p> <p style="padding-left: 40px;">〔追加〕</p> <p>4-6-14 鉄線じゃかご</p> <p style="padding-left: 20px;">鉄線じゃかごの規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、亜鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率 10%、めっき付着量 300g/m²以上のめっき鉄線を使用するものとする。</p> <p>第7節 セメント及び混和材料</p> <p>4-7-1 一般事項</p> <p>4. 異常なセメント使用時の注意</p>	<p>誤植修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>誤植修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由																																																																																																
<p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気を受けた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントを使用してはならない。</p> <p>4-7-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤</p> <p>急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）[2018年制定] JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。</p> <p>第9節 瀝青材料</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年4月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p> <p>第12節 塗 料</p> <p>4-12-3 ダクタイル鑄鉄管塗装 開発局独自</p> <p>ダクタイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. 直管部</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内面</td> <td>JIS A 5314</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS A 5528</td> <td>（エポキシ樹脂粉体塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA K 135</td> <td>（液状エポキシ樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA K 137</td> <td>（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外面</td> <td>JWW A K139</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JDPA Z 2010</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA G 113</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管）</td> </tr> </table> <p>2. 異形管部</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内面</td> <td>JWWA K 139</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JDPA Z 2010</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA G 114</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JIS A 5528</td> <td>（エポキシ樹脂粉体塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA K 135</td> <td>（液状エポキシ樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA K 137</td> <td>（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外面</td> <td>JWWA K 139</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JDPA Z 2010</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA G 114</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）</td> </tr> </table>	内面	JIS A 5314	（ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング）		JIS A 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）		JWWA K 135	（液状エポキシ樹脂塗装）		JWWA K 137	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）	外面	JWW A K139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）		JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）		JWWA G 113	（水道用ダクタイル鑄鉄管）	内面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）		JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）		JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）		JIS A 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）		JWWA K 135	（液状エポキシ樹脂塗装）		JWWA K 137	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）	外面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）		JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）		JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）	<p>受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。ただし、保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性があるため、長期間貯蔵したセメントを使用してはならない。</p> <p>4-7-3 混和材料</p> <p>5. 急結剤</p> <p>急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編） JSCE-D 102-2018 吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、平成30年10月）の規格に適合するものとする。</p> <p>第9節 瀝青材料</p> <p>4-9-3 再生用添加剤</p> <p>再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和2年4月改正政令第148号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表4-27、表4-28、表4-29の規格に適合するものとする。</p> <p>第12節 塗 料</p> <p>4-12-3 ダクタイル鑄鉄管塗装 開発局独自</p> <p>ダクタイル鑄鉄管の塗装仕様は、次の規格に適合したものとする。</p> <p>1. 直管部</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内面</td> <td>JIS A 5314</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔追加〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔追加〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔追加〕</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外面</td> <td>JWW A K139</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JDPA Z 2010</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA G 113</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管）</td> </tr> </table> <p>2. 異形管部</p> <table border="0"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">内面</td> <td>JWWA K 139</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JDPA Z 2010</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA G 114</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔追加〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔追加〕</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>〔追加〕</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">外面</td> <td>JWWA K 139</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JDPA Z 2010</td> <td>（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>JWWA G 114</td> <td>（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）</td> </tr> </table>	内面	JIS A 5314	（ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング）			〔追加〕			〔追加〕			〔追加〕	外面	JWW A K139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）		JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）		JWWA G 113	（水道用ダクタイル鑄鉄管）	内面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）		JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）		JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）			〔追加〕			〔追加〕			〔追加〕	外面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）		JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）		JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）	<p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>
内面	JIS A 5314	（ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング）																																																																																																
	JIS A 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）																																																																																																
	JWWA K 135	（液状エポキシ樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA K 137	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）																																																																																																
外面	JWW A K139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）																																																																																																
	JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA G 113	（水道用ダクタイル鑄鉄管）																																																																																																
内面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）																																																																																																
	JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）																																																																																																
	JIS A 5528	（エポキシ樹脂粉体塗装）																																																																																																
	JWWA K 135	（液状エポキシ樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA K 137	（無溶剤形エポキシ樹脂塗装）																																																																																																
外面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）																																																																																																
	JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）																																																																																																
内面	JIS A 5314	（ダクタイル鑄鉄管モルタルライニング）																																																																																																
		〔追加〕																																																																																																
		〔追加〕																																																																																																
		〔追加〕																																																																																																
外面	JWW A K139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）																																																																																																
	JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA G 113	（水道用ダクタイル鑄鉄管）																																																																																																
内面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）																																																																																																
	JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）																																																																																																
		〔追加〕																																																																																																
		〔追加〕																																																																																																
		〔追加〕																																																																																																
外面	JWWA K 139	（水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料）																																																																																																
	JDPA Z 2010	（ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装）																																																																																																
	JWWA G 114	（水道用ダクタイル鑄鉄異形管）																																																																																																

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>3. 継手部</p> <p>JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)</p> <p>JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)</p> <p>JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)</p> <p>JIS A 5528 (エポキシ樹脂粉体塗装)</p> <p>JWWA K 135 (液状エポキシ樹脂塗装)</p> <p>JWWA K 137 (無溶剤形エポキシ樹脂塗装)</p> <p>第14節 その他</p> <p>4-14-2 合成樹脂製品</p> <p>合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>FRPM K 111L (強化プラスチック複合管内挿用内圧管)</p> <p style="text-align: center;">第5章 土木工事共通</p> <p>第1節 総 則</p> <p>5-1-7 工事完成図書の納品</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p>2. 電子成果品</p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「農林水産省 電子納品要領等関連情報」(https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/sonota.html)において公開している「DTDファイル」を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p>	<p>3. 継手部</p> <p>JWWA K 139 (水道用ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗料)</p> <p>JDPA Z 2010 (ダクタイル鑄鉄管合成樹脂塗装)</p> <p>JWWA G 114 (水道用ダクタイル鑄鉄異形管)</p> <p>〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>〔追加〕</p> <p>第14節 その他</p> <p>4-14-2 合成樹脂製品</p> <p>合成樹脂製品は以下の規格に適合するものとする。</p> <p>〔追加〕</p> <p style="text-align: center;">第5章 土木工事共通</p> <p>第1節 総 則</p> <p>5-1-7 工事完成図書の納品</p> <p>2. 工事完成図</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を図面として記録した工事完成図について、原則として、電子成果品として作成しなければならない。工事完成図は、主工種、主要構造物だけでなく付帯工種、付属施設など施設管理に必要なすべての図面、設計条件、測量情報等を含むものとし、工事完成図は設計寸法（監督職員の承諾により設計寸法を変更した場合は、変更後の寸法）で表し、材料規格等はすべて実際に使用したもので表すものとする。</p> <p>3. 工事管理台帳</p> <p>受注者は、設計図書に従って工事目的物の完成状態を台帳として記録した工事管理台帳について、原則として、電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳を設計図書に従って工事目的物の出来形及び品質管理を記録した台帳を紙の成果品又は電子成果品として作成しなければならない。工事管理台帳は、工事目的物の諸元をとりまとめた施設管理台帳と工事目的物の品質記録をとりまとめた品質記録台帳をいう。</p> <p>4. 電子成果品</p> <p>受注者は、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】」に基づいて、原則として、電子成果品を作成及び納品しなければならない。</p> <p>なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、「国土交通省 CALS/EC 電子納品に関する要領・基準サイト」(http://www.cals-ed.go.jp/index.html)において公開している「工事完成図書等に係わる DTD、XML出力例」H22.9(H23.12.27更新)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。</p>	<p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書に合わせて改定</p> <p>土木工事共通仕様書に合わせて改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>電子納品にあたっては、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）【工事編】」を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>4. 地質調査の電子成果品等</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（農水省版）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、「北海道開発局 地質・土質調査業務共通仕様書」（北海道開発局事業振興部技術管理課）（一部改訂 国官技第 356 号 令和 4 年 3 月 29 日）の第 118 条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>第 3 節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準 (環境省告示第 62 号) (令和 3 年 10 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) [2018 年制定] (2018 年 10 月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 [2016 年制定] (平成 28 年 8 月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 [2016 年制定] (平成 28 年 8 月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 [2016 年制定] (平成 28 年 8 月)</p> <p style="text-align: center;">〔削除〕</p> <p>地盤工学会 地山補強土工法 設計・施工マニュアル (平成 23 年 8 月)</p> <p>第 4 節 共通的工程</p> <p>5-4-2 材 料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(7) 以下に示すような場所で環境条件が特に難しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。</p> <p>① 凍結防止剤を散布する区間</p> <p>② 交通量が非常に多い区間</p> <p>③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）</p> <p>④ 温泉地帯など</p> <p>⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）(HDZT77) の 77 μm（膜厚）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じく (HDZT49) の 49 μ</p>	<p>電子納品にあたっては、「北海道開発局における電子納品に関する手引き（案）【工事編】」を参考にし、監督職員と協議の上電子化の範囲等を決定しなければならない。</p> <p>6. 地質調査の電子成果品等</p> <p>受注者は、設計図書において地質調査の実施が明示された場合、「地質・土質調査成果電子納品要領（案）（農水省版）」に基づいて電子成果品を作成しなければならない。</p> <p>なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、北海道開発局 地質・土質調査業務共通仕様書の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。</p> <p>第 3 節 適用すべき諸基準</p> <p>受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p> <p>日本薬液注入協会 薬液注入工法の設計・施工指針 (平成元年 6 月)</p> <p>環境省 水質汚濁に係る環境基準について (平成 31 年 3 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) (平成 25 年 11 月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 山岳工法編・同解説 (平成 28 年 8 月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 開削工法編・同解説 (平成 28 年 8 月)</p> <p>土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法編・同解説 (平成 28 年 8 月)</p> <p>土木学会 コンクリート標準示方書 (規準編) (平成 30 年 10 月)</p> <p style="text-align: center;">〔追加〕</p> <p>第 4 節 共通的工程</p> <p>5-4-2 材 料</p> <p>4. 路側防護柵工の材料</p> <p>塗装仕上げをする場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(7) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。</p> <p>① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所</p> <p>② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所</p> <p>③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合</p> <p>5. 亜鉛めっき地肌のままの材料</p> <p>亜鉛めっき地肌のままの場合の路側防護柵工で使用する材料は、以下によるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、めっき付着量をビーム、パイプ、ブラケット、パドル、支柱の場合 JIS H 8641（溶融亜鉛めっき）2種 (HDZ55) の 550g/m²（片面の付着量）以上とし、その他の部材（ケーブルは除く）の場合は同じ</p>	<p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>膜厚)以上としなければならない。</p> <p>5-4-6 小型標識工</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) (HDZT77) の77μm (膜厚)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZT63) 63μm以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZT49) 49μm (膜厚)以上としなければならない。</p> <p>5-4-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>3. PC緊張の施工</p> <p>PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後のPC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第5節 基礎工</p> <p>5-5-4 既製杭工</p> <p>21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りを受ける側から開始しなければならない。</p> <p>5-5-5 場所打杭工</p> <p>13. 杭頭の処理</p> <p>受注者は、場所打杭工の杭等頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p>5-5-7 オープンケーソン基礎工</p> <p>7. 過掘りの禁止</p> <p>第6節 石・ブロック積 (張) 工</p> <p>5-6-3 コンクリートブロック工</p> <p>2. コンクリートブロック積 (張)</p> <p>4. コンクリートブロック工の空張の積上げ</p>	<p>く2種 (HDZ35) の350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>5-4-6 小型標識工</p> <p>15. 溶融亜鉛めっきの基準</p> <p>受注者は、支柱用鋼管及び取付鋼板などに溶融亜鉛めっきする場合、その付着量をJIS H 8641 (溶融亜鉛めっき) 2種の (HDZ55) 550g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm以上、6mm未満の鋼材については2種 (HDZ45) 450g/m²以上、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種 (HDZ35) 350g/m² (片面の付着量) 以上としなければならない。</p> <p>5-4-13 ポストテンション桁製作工</p> <p>3. PC緊張の施工</p> <p>PC緊張の施工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(9) プレストレッシング終了後、PC鋼材の切断は、機械的手法によるものとする。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。</p> <p>第5節 基礎工</p> <p>5-5-4 既製杭工</p> <p>21. 鋼管杭及びH鋼杭の現場継手</p> <p>既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。</p> <p>(9) 受注者は、斜杭の場合の鋼杭及びH鋼杭の溶接にあたり、自重により継手が引張りをうける側から開始しなければならない。</p> <p>5-5-5 場所打杭工</p> <p>13. 杭頭の処理</p> <p>受注者は、場所打杭工の杭等頭処理に際して、杭の本体を損傷させないように行わなければならない。また、受注者は、場所打杭工の施工にあたり、連続してコンクリートを打込み、レイタンス部分を除いて品質不良のコンクリート部分を見込んで設計図書に示す打上り面より孔内水を使用しない場合で50cm以上、孔内水を使用する場合で80cm以上高く打込み、硬化後、設計図書に示す高さまで取り壊さなければならない。オールケーシング工法による場所打杭の施工にあたっては、鉄筋天端高さまでコンクリートを打ち込み、硬化後、設計書図書に示す高さまで取り壊すものとする。</p> <p>5-5-7 オープンケーソン基礎工</p> <p>7. 過掘の禁止</p> <p>第6節 石・ブロック積 (張) 工</p> <p>5-6-3 コンクリートブロック工</p> <p>2. コンクリートブロック積</p> <p>4. コンクリートブロック工の空張の積上げ</p>	<p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<p>受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空隙が生じないように入念に施工し、締固めなければならない。</p> <p>第8節 地盤改良工 5-8-6 サンドマット工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂の巻出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。</p> <p>第11節 仮設工 5-11-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮棧橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工、足場工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-11-8 地下水位低下工</p> <p>2. 周辺被害の防止</p> <p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認に努め被害を与えないようにしなければならない。</p> <p>第13節 工場製作工（共通） 5-13-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(11) 溶接の検査</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p> <p>第17節 植栽維持工 5-17-3 樹木・芝生管理工</p>	<p>受注者は、コンクリートブロック工の空張の積上げにあたり、胴がい及び尻がいをを用いて固定し、胴込め材及び裏込め材を充填した後、天端付近に著しい空げきが生じないように入念に施工し、締固めなければならない。</p> <p>第8節 地盤改良工 5-8-6 サンドマット工</p> <p>1. 一般事項</p> <p>受注者は、サンドマットの施工にあたり、砂のまき出しは均一に行い、均等に荷重をかけるようにしなければならない。</p> <p>第11節 仮設工 5-11-1 一般事項</p> <p>1. 適用工種</p> <p>本節は、仮設工として工事用道路工、仮橋・仮棧橋工、路面覆工、土留・仮締切工、砂防仮締切工、水替工、地下水位低下工、地中連続壁工（壁式）、地中連続壁工（柱列式）、仮水路工、残土受入れ施設工、作業ヤード整備工、電力設備工、コンクリート製造設備工、トンネル仮設備工、共同溝仮設備工、防塵対策工、汚濁防止工、防護施設工、除雪工、雪寒施設工、法面吹付工その他これらに類する工種について定める。</p> <p>5-11-8 地下水位低下工</p> <p>2. 周辺被害の防止</p> <p>受注者は、周辺に井戸がある場合には、状況の確認につとめ被害を与えないようにしなければならない。</p> <p>第13節 工場製作工（共通） 5-13-3 桁製作工</p> <p>1. 製作加工</p> <p>(11) 溶接の検査</p> <p>⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験一技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。なお、極間法を適用する場合には、磁粉探傷試験の資格のうち、極間法に限定された磁粉探傷試験のレベル2以上の資格を有するものとする。</p> <p>内部きずの検査について、放射線透過試験または超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJIS Z 2305（非破壊試験技術者の資格及び認証）に基づく次の1)～3)に示す資格を有していなければならない。</p> <p>第17節 植栽維持工 5-17-3 樹木・芝生管理工</p>	<p>誤植修正</p> <p>誤植修正</p> <p>土木工事共通仕様書の改定に伴う改定</p> <p>誤植修正</p>

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<h3>第10章 コンクリート橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<h3>第10章 コンクリート橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	誤植修正
<h3>第11章 鋼橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	<h3>第11章 鋼橋上部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 日本道路協会 鋼道路橋の疲労設計指針 (平成14年3月)</p>	誤植修正
<h3>第12章 橋梁下部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	<h3>第12章 橋梁下部</h3> <p>第2節 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。</p>	誤植修正
<h3>第13章 頭首工</h3> <p>第2節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 (2) 河川砂防技術基準 (令和4年6月) 国土交通省</p>	<h3>第13章 頭首工</h3> <p>第2節 一般事項 13-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これによりがたい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。 なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。 (2) 河川砂防技術基準 (令和元年7月) 国土交通省</p>	誤植修正

農業土木工事仕様書新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改 定 理 由
<h3>第14章 機場下部工事工</h3> <p>第2節 一般事項 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	<h3>第14章 機場下部工事工</h3> <p>第2節 一般事項 14-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	誤植修正
<h3>第16章 区画整理</h3> <p>第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	<h3>第16章 区画整理</h3> <p>第2節 一般事項 16-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	誤植修正
<h3>第23章 地すべり防止工</h3> <p>第2節 一般事項 23-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	<h3>第23章 地すべり防止工</h3> <p>第2節 一般事項 23-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項について、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	誤植修正
<p>第8節 抑止杭工 23-8-2 抑止杭工 4. 既製杭による施工 (2) 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合、沈殿槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透を避けなければならない。</p>	<p>第8節 抑止杭工 23-8-2 抑止杭工 4. 既製杭による施工 (2) 受注者は、削孔に人工泥水を用いる場合、沈殿槽や排水路等からの水の溢流、地盤への浸透をさけなければならない。</p>	誤植修正
<h3>第24章 推進工</h3> <p>第2節 一般事項 24-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。また、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	<h3>第24章 推進工</h3> <p>第2節 一般事項 24-2-1 適用すべき諸基準 受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、次の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認を求めなければならない。</p>	誤植修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改定理由
<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第1章 1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p style="color: red;">情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p> <p style="color: red;">https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/220812.html</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準（以下、「管理基準」という。）は、農業土木工事仕様書第1章 1-1-24「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>7. その他</p> <p>(2) 情報化施工</p> <p>1,000m³以上の土工を扱う工事、1件工事における施工面積が1.0ha以上のほ場整備工事、1件の工事における施工面積が3,000m²以上の舗装工事において、情報化施工技術活用工事となった場合の出来形管理については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月 農林水産省農村振興局整備部設計課）」の規定によるものとする。</p> <p style="color: blue;">http://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html</p>	<p>関係基準等の改定に伴う改定</p>

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

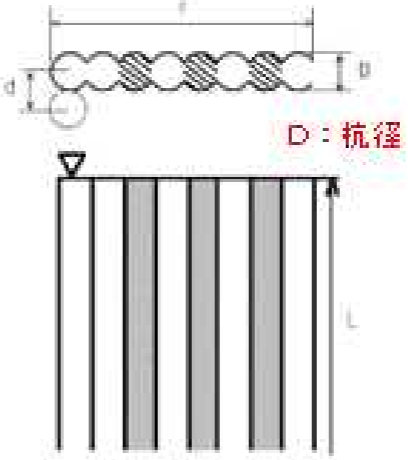
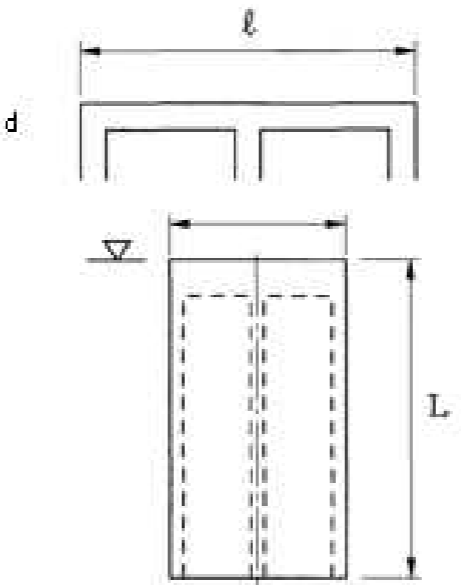
改 定 内 容

改定理由

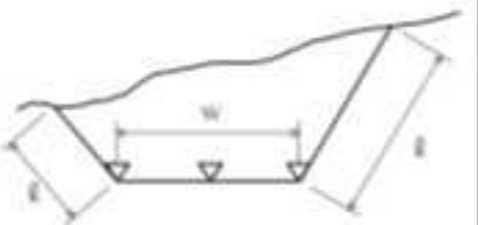
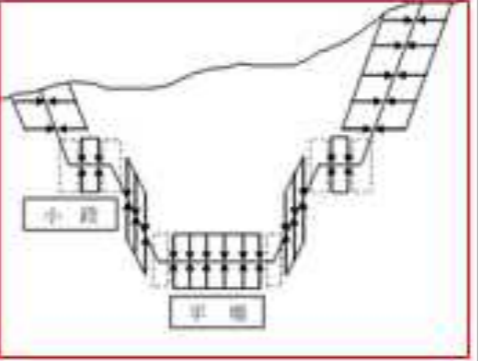
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値(mm)		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
			個々の計測値					平均値
3 舗装工関係	3-6	下層路盤 (面管理の場合)	基準高▽	±90 注1	+50 -15	情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理を実施する場合に適用する。 注1：個々の計測値の規格値には計測精度として±10mm が含まれている。 注2：個々の計測値の規格値には計測精度として±4mm が含まれている。		
		厚さ又は 標高較差		±90 注1	+50 -15			
	3-7	上層路盤 (アスファルト) (面管理の場合)	厚さ又は 標高較差	-63 注1	-10			
	3-8	上層路盤 (コンクリート) (面管理の場合)	厚さ又は 標高較差	-66 注1	-8			
	3-9	基層 (アスファルト舗装) (面管理の場合)	厚さ又は 標高較差	-25 注2	-4			
	3-10	表層 (アスファルト舗装) (面管理の場合)	厚さ又は 標高較差	-20 注2	-4			
	3-11	コンクリート舗装版 (面管理の場合)	厚さ又は 標高較差	-22 注2	-3.5			

関係基準等の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

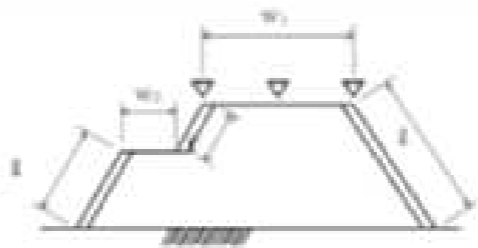
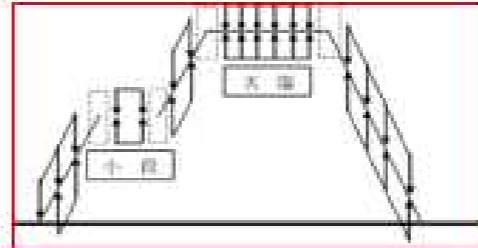

改 定 内 容								改定理由
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定	
5 仮設工関係	5-6 地中連続壁土留工 (柱列式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長40mにつき、1箇所。延長40m以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20mにつき1箇所。延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
		連壁の長さℓ	-50					
		変位d	D/4以内					
		壁体長L	-200					
	5-7 地中連続壁土留工 (壁式)	基準高▽	±50	基準高は、施工延長40mにつき、1箇所。 延長40m以下のものについては1施工箇所につき2箇所。 変位は、施工延長20mにつき1箇所。延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所。				
		連壁の長さℓ	-50					
		変位	300					
		壁体長L	-200					

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容							改定理由	
番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 土 工 関 係	6-1	掘削工		基準高▽		± 50		
				幅W		- 100		
				法長 $l < 5m$		- 200		
				法長 $l \geq 5m$		法長 - 4%		
6-1	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	<p>1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。</p> <p>3. 出来形測定は天端面（掘削の場合は平場面）と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。出来形測定密度は1点/m²（平面投影面積あたり）以上とする。</p> <p>3. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±50mm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>4. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、又は規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
		平場	標高較差	± 100	± 150			
		法面 (小段含む)	水平又は 標高較差	± 70	± 160			

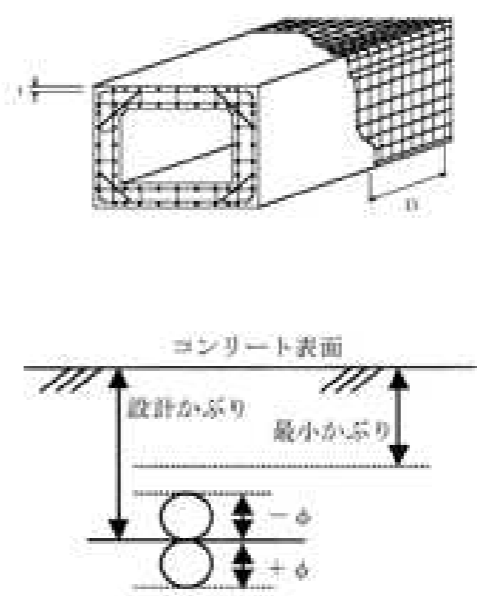
関係基準等の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容							改定理由		
番号	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 土 工 関 係	6-2 盛土工 (路体・路床)	基準高▽		± 50		施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施工箇所につ き2箇所。基準高は道路中心線及び端 部で測定する。 ただし、情報化施工技術における出来形 管理を行う場合は「情報化施工技術の活 用ガイドライン」によること。			
		幅 W_1 、 W_2		- 100					
		法長 $l < 5m$		- 100					
		法長 $l \geq 5m$		法長 - 2%					
	6-2	盛土工 (路体・路床) (面管理の場合)		平均値	個々の 計測値		1. 情報化施工技術における出来形管 理において「情報化施工技術の活用ガ イドライン」に基づき出来形管理を面 管理で実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精 度として±50mmが含まれる。 3. 出来形測定は天端面（掘削の場合 は平場面）と法面（小段を含む）の全 面とし、全ての点で設計面との標高較 差又は水平較差を算出する。出来形測 定密度は1点/m ² （平面投影面積あた り）以上とする。 3. 法肩、法尻から水平方向に±50mm 以内に存在する計測点は、標高較差の 評価から除く。同様に、標高方向に± 50mm以内にある計測点は水平較差の評 価から除く。 4. 評価する範囲は、連続する一つの 面とすることを基本とする。規格値が 変わる場合は、評価区間を分割する が、又は規格値の条件の最も厳しい値 を採用する。		
			天端	標高較差	± 100	± 150			
			法面 (小段含む)	標高較差	± 80	± 190			
	6-3	法面整形工	厚さ t		※ - 30		施工延長50mにつき1箇所。 延長50m以下のものは1施工箇所につ き2箇所。法の中央で測定する。 ※土羽打ちのある場合に適用。		

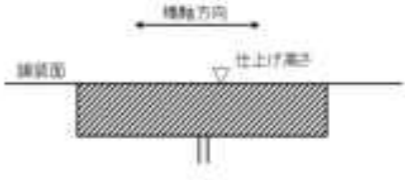
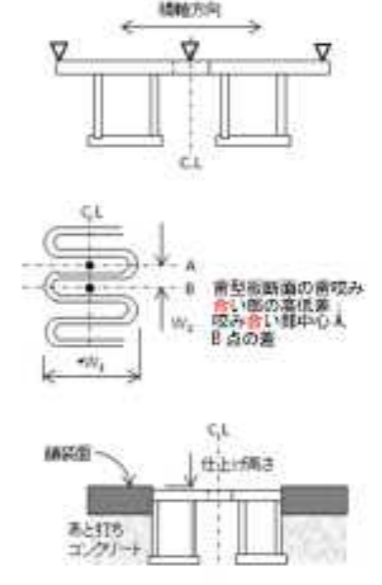
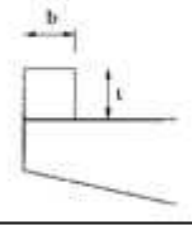
関係基準等の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容								改定理由
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
9 カルバート工・水路工関係	9-6	組み立て	平均間隔d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編 13.2）参照。ただし、道路橋示方書を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、15-3床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上部・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領（案）」も併せて適用する。			※かぶりとは鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう。ただし、設計図書に記載がある場合は設計図書の記載による。
		かぶりt	設計かぶり±φかつ 最小かぶり以上					

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

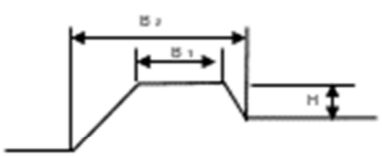
改 定 内 容							改定理由	
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
15 橋梁上部工関係	15-6	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸3mm以下			
			表面の凹凸	3				
			仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ +3				
	15-7	伸縮装置工 (鋼フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(横軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸3mm以下 歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点。		
				橋軸方向各点誤差の相対差	3			
			表面の凹凸	3				
			歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
			歯咬み合い部の縦方向間隔W ₁	±2				
			歯咬み合い部の横方向間隔W ₂	±5				
			仕上げ高さ	舗装面に対し 0 ~ -2				
15-8	地覆工 面壁工	地覆の幅 b	-10 ~ +20	1径間当り両端と中央部の3箇所測定する。				
		地覆の高さ t	-10 ~ +20					
		有効幅員W	0 ~ +30					

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容								改定理由
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
20 排水路関係	20-1 排水路 (ライニング水路、連節ブロック、 コンクリートマット) ※(コンクリートブロック積)	中心線のずれ	直線部 50 曲線部 100	施工延長 100mに 1箇所、最少 3箇所				
		基準高▽(左右)	±50	各測点毎に測定 (測点間隔は 50m を原則とする。)				
		内幅(上下)	-75 ※(-40)					
		法長	-100	施工延長 150mに 1箇所、20m 区間 (最少 2箇所)				
		施工延長	-0.1%					
21 用水路関係 (コンクリート・ブロック水路)	21-1 アンダードレーン	幅	設計値以上	各測点毎に測定 (測点間隔は 50m を原則とする。)		スパン長さの標準を 9m とした	関係基準等の改定に伴う改定	
		厚さ	-30					
	基礎砂利	幅	設計値以上	情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。				
		厚さ	-30					
	開水路 (現場打) 底板	基準高▽ (V)	±30					
		厚さ (T)	-20					
		幅 (B)	-25					
		高さ (H)	-25					
		中心線のズレ (e)	直線部 ±50 曲線部 ±100					
		施工延長 (L)	-0.1% ただし延長 150m 未満 -150					
		スパン長	直線部 ±20 曲線部 ±30					

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

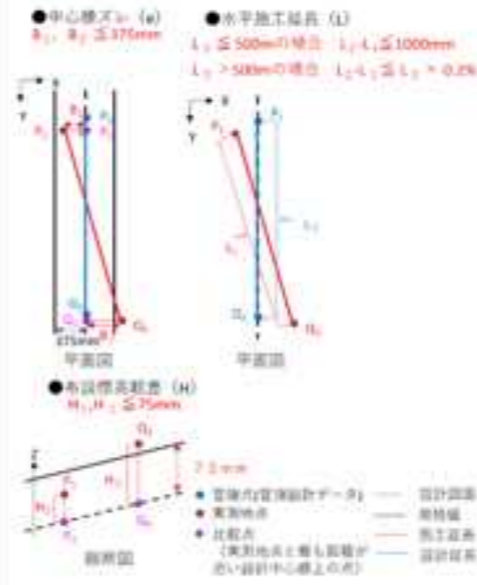
改 定 内 容							改定理由	
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
28 ほ場整備	28-1 基盤造成 表土整地	基準高 V	±150 mm		10a 当たり 3 点以上。 (標高測定) ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。			
		均平度 ◇	±50 mm					
	基盤造成 表土整地 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値			<p>1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mm が含まれる。</p> <p>3. 出来形測定箇所は、ほ場面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。出来形測定密度は 1 点/m² (平面投影面積当たり) 以上とする。なお、施工履歴データの場合は、日当たりの施工範囲について 3 点以上の点で設計面との標高較差を算出する。</p> <p>4. ほ場周縁から水平方向に ±50mm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする、規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>	平場	
		標高較差	±50	±150				
	畦畔復旧	幅 B	-50 mm		延長 200m 毎に 1 箇所。 上記未满是、1 箇所。 ただし、情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。			
高さ H		-50 mm						

関係基準等の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容							改定理由
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	関係基準等の改定に伴う改定
29 暗渠排水	暗渠排水 吸水渠	施工延長	-1000	各渠毎に測定する。測定は、吸水渠は半数以上、集水渠・連絡渠は全線とする。	<p>【水田・汎用田】</p>  <p>【水田・汎用田】 測定は半数以上。ただし、監督職員との協議により 1/4 以上とすることができる。</p> <p>【畑・牧草畑】 測定は半数以上。</p>	<p>1. 掘削深は、規格値内であつ逆勾配であつてはならない。規格値は、施工計画の掘削深と対比する。</p> <p>2. 情報化施工技術における出来形管理を行う場合は「情報化施工技術の活用ガイドライン」によること。</p>	
		吸水渠間隔	±750	任意の場所で1点を測定。測定は、ほ場配線数の1/4以上とする。			
		疎水材の高さ 掘削深	±50	1線につき上・下流中間の3箇所を測定。ただし1線の長さが100m未満のときは、上・下流の2箇所を測定。また、集水渠に接続する吸水渠については下流の測定を省略できる。			
	集水渠 連絡渠	施工延長	-1000	各渠ごとに測定する。測定は全線とする。			
		掘削深	±50	1線につき上・下流中間の3箇所を測定。ただし1線の長さが100m未満のときは、上・下流の2箇所を測定。			

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容								改定理由
番号	工 種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所	摘要	関係基準等の改定に伴う改定	
29 暗渠排水	29-1 暗渠排水 吸水渠・集水渠・導水渠 (断面管理の場合)	布設標高較差(H)	+75	<p>1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を断面管理で実施する場合に適用する。</p> <p>2. 上、下流端の2箇所を測定する。ただし、1本の布設長がおおむね100m以上のときは、中間点を加えた3箇所を測定する。</p>				
		中心線ズレ(e)	±375					
水平方向延長(L)	-0.2% ただし延長500m以下 1,000							
29 暗渠排水	暗渠排水 吸水渠・集水渠・導水渠 (面管理の場合)	“各管理ブロックの標高較差”の路線内平均	±100	<p>1. 情報化施工技術における出来形管理において「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合に適用する</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれる。</p> <p>3. 出来形測定は天端面(掘削の場合は平場面)と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差又は水平較差を算出する。出来形測定密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 法肩、法尻から水平方向に±50mm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標</p>				
		“各管理ブロックの標高較差”の路線内最大値	+150					
		“各管理ブロックの標高較差”の路線内最小値	-150					
		不良判定ブロック数	0					

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 内 容								改定理由
番号	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
				<p>高方向に±50mm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。</p> <p>5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、又は規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>				

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート (軽圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)		JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材 H)	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下、砂利 35%以下 舗装コンクリートは 35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は 25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が 58% 以上の場合は 5.0% 以下) スラグ粗骨材 5.0% 以下 それ以外 (砂利等) 1.0% 以下 細骨材 砕砂 9.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) スラグ細骨材 7.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 5.0% 以下) それ以外 (砂等) 5.0% 以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は 3.0% 以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
		その他	砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
		その他	モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の 90% 以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート (軽圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材中の粘土塊量の試験	JIS A1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○
			セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			セメントの蛍光 X 線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308 附属書 C	懸濁物質の量：2g/L 以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L 以下 塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308 附属書 C	塩化物イオン量：200ppm 以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

品質管理基準及び規格値

改定理由

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘 要	試験成績表による確認
1. セメント・コンクリート・コンクリート（軽圧コンクリート・コンクリートダム・灌工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工程※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程） 	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	連続ミキサの場合： 土木学会規程JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工程※で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程）
	製造（フランチ）		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工		必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後に来たがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。
土木工事共通仕様書の改定に伴う改定								

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（軽圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	必須	単位水量測定	「レディミクストコンクリートの品質確保について」（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15 kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ² /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ² ～150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175 kg/m ³ 、40mmの場合は165 kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランプ2.5cm：許容値差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ～150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランプ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランプ試験の頻度について監督職員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 （1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² から150m ² ごとに1回 なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ7…3個、σ28…3個）とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。		
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ～150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
			コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須）	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所から採取し、1回につき原則として3個とする。		
	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				
	その他							
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112				

誤植修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
1. セメント・コンクリート（軽圧コンクリート・コンクリートダム・灌工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	施工	その他	寒中コンクリート 寒中コンクリート温度及び外気温、保温された囲い内部気温等を測定			3時間以内の間隔で定時測定する。	様式（22-1）にとりまとめる。	
			コンクリート舗装 コンクリート打設温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内の打設始め中間・完了時		3回以上	様式（22-1）にとりまとめる。	
			コンクリート舗装養生中コンクリート温度 （寒中コンクリートの場合）	1箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式（22-1）にとりまとめる。	
			コンクリート舗装囲い内の温度（寒中コンクリートの場合）	打設区画内2箇所以上		3時間以内の間隔で定時測定する。	様式（22-1）にとりまとめる。	
			寒中コンクリート温度の測定			生コン工場出荷時にアジデータ全車について測定し、レディミクストコンクリート納入書の備考欄に出荷時のコンクリート温度を記入する。 現場受入れ時に、アジデータ全車について、コンクリート温度を測定する。	仕様書による	
施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で完成時に地中、水中にある部位については完成前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。		
		テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヵ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヵ所実施。 材齢28日～91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。）また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。		

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類)	材料	必須	JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II 類)	材料	必須	製品検査結果 (寸法・形状・外観、性能試験) ※協議をした項目	JIS A 5363 JIS A 5371 JIS A 5372 JIS A 5373	設計図書による。	製造工場の検査ロット毎		○
			JISマーク確認 又は「その他」の試験項目の確認	目視 (写真撮影)				
	施工	必須	製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査)	目視 (写真撮影)	有害な角欠け・ひび割れの無いこと	全数		
4. プレキャストコンクリート製品 (その他)	材料	必須	セメントのアルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	1回/6ヶ月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」に記載されているアルカリ骨材反応試験による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
			コンクリートの塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	1回/月以上 (塩化物量の多い砂の場合1回以上/週)	製造工場が発行する配合計画書に記載されている「コンクリートの塩化物総量規制0.03kg/m ³ 以下」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
	その他		コンクリートのスランプ試験/スランプロー試験	JIS A 1101 JIS A 1150	製造工場の管理基準	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

品質管理基準及び規格値

改定理由

品質管理基準及び規格値								改定理由	
工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
4. プレキャストコンクリート製品(その他)	材料	必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。 JIS A 5363「プレキャストコンクリート製品-性能試験通則」及びJIS A 5371~5373の推奨仕様と該当しない製品で圧縮強度で性能評価している製品は、圧縮強度試験結果を提出すること。	○	
		その他	コンクリートの空気量測定 (凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品)	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	JIS A 5364 4.5±1.5% (許容差)	1回/日以上	製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。		
	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)			骨材のふるい分け試験(粒度・粗粒率)	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
				骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/月以上および産地が変わった場合。	JIS A 5005 (砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (フェロチタスラグ骨材) JIS A 5011-3 (銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コークス用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コークス用再生骨材) 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	JIS A 5364 JIS A 5308	1回/年以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
				骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材: 1.0%以下 細骨材: コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下 (砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下)	1回/月以上および産地が変わった場合。 (微粒分量の多い砂1回/週以上)	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
				砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	1回/年以上および産地が変わった場合。	濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材の圧縮強度による試験方法」による。 製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○
				骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	1回/月以上および産地が変わった場合。	製造工場が発行する「骨材試験成績書」による確認。 製造工場は製造期間中の品質管理データをとりまとめ、常時閲覧できるようにしておくこと。	○

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	設計図書による。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	○			
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下	○			
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下	○			
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.17による。	○			
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下	○			
	その他			フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<ul style="list-style-type: none"> 火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で1,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満(コンクリートでは400㎡以上1,000㎡未満)。 <p>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</p> <p>1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</p>	○
				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下	○		
				フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下	○		
				フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下	○		
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下	○		
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm ³ 以上 吸水率：3.0%以下	○		
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下	○		
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	○		

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X ₁₀ : 96%以上 X ₅ : 96%以上 X ₁ : 96.5%以上 ただし、歩道の基準密度については設計図書による。	<ul style="list-style-type: none"> ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X₁₀が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X₃が規格値を満足するものとするが、X₃が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X₆が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 (例) 3,001~10,000㎡: 10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合: 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3孔以上で測定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量(プラント出荷数量)と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 	試験成績表等による確認
			温度測定(初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって数均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定	随時	測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)。	
			外観検査(混合物)	目視				
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による。	舗設車線毎200m毎に1回		
12 転圧コンクリート	材料(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	コンシステンシーVC試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値: 50秒	当初		
			マーシャル突き固め試験	転圧コンクリート舗装技術指針(案) ※いずれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 96%			
			ランマー突き固め試験		舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率: 97%			
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむをえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から直火法によるのが臨ましい。	
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	設計図書による。	2回/日(午前・午後)で、3本1組/回。		

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
12 軽圧 コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上		その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
			計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 （高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上	・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回/年以上		○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。 ただし運搬車ごとに目視観察を行う。		
			マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いずれか1方法	目標値の±1.5%			
			ランマー突き固め試験		目標値の±1.5%			
			コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数が7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。		

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

品質管理基準及び規格値

改定理由

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
18 吹付工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コケリト用スラグ骨材-第5部：石灰がス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○		
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)	○		
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認	
18 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m³未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程) 		
			スラブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スラブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スラブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m³未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程については、塩化物総量規制の項目を参照 		
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m³未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程については、塩化物総量規制の項目を参照 		
			その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	<ul style="list-style-type: none"> ・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m³~150m³ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 		<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m³未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程については、塩化物総量規制の項目を参照
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法砕工	材料	必須 その他（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 （砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○	
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下） それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下）	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）	○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。	○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利： 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石： 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

品質管理基準及び規格値

改定理由

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法砕工	施工	その他	スランブ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満 : 許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下 : 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、并筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、護壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程)	
		必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規程JSCE F561-2013	設計図書による。	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・参考値: 18N/㎡以上(材令28日) ・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程については、スランブ試験の項目を参照	
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工程については、スランブ試験の項目を参照	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工程については、スランブ試験の項目を参照	
			ロックボルトの引抜き試験	参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
		20 道路土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。
CBR試験 (路床)	JIS A 1211					当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
その他	土の粒度試験		JIS A 1204		当初及び土質の変化した時。			
	土粒子の密度試験		JIS A 1202					

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 道路土工	材料	他 そ の	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$: 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$: 舗装調査・試験法便覧 [4]-256 突砂法	【砂質土】 ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験(JIS A 1210) A・B法)もしくは90%以上(締固め試験(JIS A 1210) C・D・E法) ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法(例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合)に適用する。 【粘性土】 ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 m^2 につき1回の割合で行う。ただし、5,000 m^2 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 m^2 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^2 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
誤植修正								

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

品質管理基準及び規格値

改定理由

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認	
20 道路土工	施工	必須		または、「R1計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	【砂質土】 ・路体・次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。 ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。 【粘性土】 ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。 または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
		その他		平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。	各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			
			含水比試験	JIS A 1203		路体の場合、1,000㎡につき1回の割合で行う。ただし、5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。			
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273		必要に応じて実施。 （例）トラフィカビリティが悪い時			
			たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 （ベンゲルメーター）		ブルーフローリングでの不良箇所について実施			
			球体落下試験	付表	D=6.3cm以下	路体は1,000㎡毎に1回、路床は500㎡毎に1回主付近3箇所から資料を採取し、平均値で示す。ただし、土量が5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000㎡未満の工事は、1回以上行う。	・未風化火山灰などの突固め曲線で最大乾燥密度が得られない土に適用する。		

誤植修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
20 道路土工	施工	その他	衝撃加速度試験	付表	密度管理として用いる場合は目標となる締固め度に対応する衝撃加速度。上記以外で、締固め曲線で最大乾燥密度が得られない土の場合は基準となる衝撃加速度以上とする。	路体は1,000㎡毎に1回、路床は500㎡毎に1回行う。1回の測定個数は10個とし、上限・下限の各2個を取り除き6個の平均値とする。ただし、土量が5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000㎡未満の工事は、1回以上行う。	・現場密度の測定及び球体落下試験の代わりに用いることができる。	
			衝撃加速度試験	付表	設計図書による。	路体は1,000㎡毎に1回、主付近3箇所から資料を採取し、平均値で示す。但し、土量が5,000㎡未満の工事は、1工事当たり3回以上、1,000㎡未満の工事は1回以上行う。	セメントや石灰などの固化材により改良した路体盛土の強度試験として適用することができる。	
21 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度：2.5以上 吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石灰質スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
21 コンクリートダム	製造 (コンクリート) レディーミクストコンクリートを使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	設計図書による。	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
	施工	必須		塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後 の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m³未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-G502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。 <p>※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程)</p>
土木工事共通仕様書の改定に伴う改定								

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
21 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100m ³ /日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工程※で1工程当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工程1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工程当たりの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5%（許容差）	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	※小規模工程とは、以下の工程を除く工程とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋管、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工程及び特記仕様書で指定された工程）	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b) 圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロックリフトのコンクリート量500m ³ 未満の場合1ブロックリフト当たり1回の割で行う。なお、1ブロックリフトのコンクリート量が150m ³ 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 2.1ブロックリフトコンクリート量500m ³ 以上の場合1ブロックリフト当たり2回の割で行う。なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督職員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定（気温・コンクリート）	温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。		
			コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による。	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m ³ 以上	
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
			コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。		
コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					
コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。					

誤植修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
23. 水路工 管水路基礎及び埋戻し	材料	必須	突固めによる土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	工事着手前1回及び材料が変わったとき		
		その他	土粒子の密度試験 土の粒土試験	JIS A 1202 JIS A 1204	設計図書による。			
	施工	必須	現場密度の測定	JIS A 1214	ブロクター密度で規定する場合のブロクター密度は (JIS A 1210のA・B法) 締固めⅠ 85%以上 締固めⅡ 90%以上 $\text{締め固め度} = \frac{\text{現地で締め固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100 (\%)$ 上記によらない場合は設計図書による。	延長200mごとに1回、200m未満は2回測定する。なお、横断方向の測定箇所は下図を標準とする 	管径600mm以上のとう性管に適用する。 管径600mm未満については設計図書による。	
24. 覆工コンクリート (NATM)	材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ骨材、鋼スラグ骨材の規格値については適用を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○	
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石 40%以下 砂利 30%以下	工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認			
24 ・ 覆工 コンクリート (N A T M)	製造 (フ ラ ン ト) (J I S マ ー ク 表 示 さ れ た レ ディ ミ ク ス ト コ ン ク リ ー ト を 使 用 す る 場 合 は 除 く)	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○			
			ミキサの練混ぜ性能試験	バッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。			○		
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下				○		
						細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
						粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による。	1回/日以上		○
						スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・ 荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時		
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 その後の配合設計が±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方の値で評価してよい。	100㎡/日以上の場合： 2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。	○			

誤植修正

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
24 覆工コンクリート (NATM)	施 工	必 須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ~150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所から採取し、1回につき6個(σ1...3個、σ28...3個)とする。		
			塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ² ~150m ² ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。		
		そ の 他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
			コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 品質に異常が認められた場合に行う。		
	施 工 後 試 験	必 須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
			テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	トンネルは1打設部分を単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督職員と協議するものとする。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督職員と協議するものとする。	

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事共通仕様書の改定に伴う改定

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 箇 所

改定理由

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試 験 項 目	試験方法	規 格 値	試 験 基 準	摘 要	試験成績表等による確認
25 吹付けコンクリート (N A T M)	材料	その他（JISマーク表示されたレディミクスドコンクリートを使用する場合は除く）	練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書C	懸濁物質の量：2g/L以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下 塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書C	塩化物イオン量：200ppm以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造 (コンクリート) レディミクスドコンクリートを使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨 材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクスドコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下 コンステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回/年以上。		○
				連続ミキサの場合： 土木学会規準JSCE-1 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による。	2回/日以上	レディミクスドコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m ³ 以下	コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	土木工事共通仕様書の改定に伴う改定
			吹付けコンクリートの初期強度（引抜きせん断強度）	引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法（JSCE-G561-2010）	1日強度で5N/mm ² 以上	トンネル施工長40mごとに1回		
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108 土木学会規準JSCE F561-2013	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日(2×3=6供試体)なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取り、キャッピングを行う。 1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。	・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。	

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改定理由
<p>写真管理基準 (案)</p> <p>1. 総 則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> ├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） ├── 施工状況写真 ├── 安全管理写真 ├── 使用材料写真 ├── 品質管理写真 ├── 出来形管理写真 ├── 災害写真 ├── 事故写真 └── その他（公害、環境、補償等） </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p>「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>写真管理基準 (案)</p> <p>1. 総則</p> <p>1-1 適用範囲</p> <p>この写真管理基準は、農業土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（デジタルカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>なお、フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」による。また、写真を映像と読み替えることも可とする。</p> <p>1-2 工事写真の分類</p> <p>工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> ├── 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） ├── 施工状況写真 ├── 安全管理写真 ├── 使用材料写真 ├── 品質管理写真 ├── 出来形管理写真 ├── 災害写真 ├── 事故写真 └── その他（公害、環境、補償等） </div> <p>2. 撮 影</p> <p>2-1 撮影頻度</p> <p>工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法</p> <p>写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 工事名 ② 工種等 ③ 測点（位置） ④ 設計寸法 ⑤ 実測寸法 ⑥ 略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報（写真管理項目-施工管理値）に必要事項を記入し、整理する。</p> <p>また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理</p> <p>「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月農林水産省農村振興局整備部設計課）」による、出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。</p>	<p>関係基準等の改定に伴う改定</p>

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改定理由
<p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の黒板情報電子化についての一部改訂について」(令和5年3月15日付け、国技建管第6号)に基づく黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。</p> <p>2-6 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度~300万画素程度=1,200×900程度~2,000×1,500程度)</p> <p>映像と読み替える場合は、以下も追加する。</p> <p>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</p> <p>(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7 撮影の留意事項</p> <p>撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。</p>	<p>2-4 写真の省略</p> <p>工事写真は以下の場合に省略するものとする。</p> <p>(1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。</p> <p>(2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。</p> <p>(3) 監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。</p> <p>2-5 写真の編集等</p> <p>写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の黒板情報技術について」(平成29年1月30日付け、国技建管第10号)に基づく黒板情報の電子的記入はこれに当たらない。</p> <p>2-6 撮影の仕様</p> <p>写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。</p> <p>(1) 写真はカラーとする。</p> <p>(2) 有効画素数は黒板の文字が判読できることを指標とする。縦横比は3:4程度とする。(100万画素程度~300万画素程度=1,200×900程度~2,000×1,500程度)</p> <p>映像と読み替える場合は、以下も追加する。</p> <p>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</p> <p>(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。</p> <p>2-7 撮影の留意事項</p> <p>撮影箇所一覧表の適用について、以下の事項を留意するものとする。</p> <p>(1) 「撮影項目」、「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督職員の指示により追加、削減するものとする。</p> <p>(2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。</p> <p>(3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。</p> <p>(4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については監督職員と写真管理項目を協議のうえ定めるものとする。</p> <p>3. 整理提出</p> <p>撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督職員に提出するものとする。</p> <p>写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「デジタル写真管理情報基準」に基づくものとする。なお、電子媒体で提出しない場合は、別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準(案)」による。</p> <p>4. その他</p> <p>(1) 代表箇所とは、当該工種の代表箇所での仕様が確認できる箇所をいう。</p>	<p>関係基準等の改定に伴う改定</p>

土木工事施工管理基準及び規格値 新旧対比表

改 定 (令和5年度)	現 行 (令和4年度)	改定理由
<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</p> <p>1. 総則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） </div> <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事名 ②工種等 ③測点（位置） ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p>	<p>別紙「フィルムカメラを使用した場合の写真管理基準（案）」</p> <p>1. 総則</p> <p>1-1 適用範囲 この写真管理基準は、土木工事施工管理基準に定める土木工事の工事写真による管理（フィルムカメラを使用した撮影～提出）に適用する。</p> <p>1-2 工事写真の分類 工事写真は以下のように分類する。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">工事写真</div> <ul style="list-style-type: none"> — 着手前及び完成写真（既済部分写真等を含む） — 施工状況写真 — 安全管理写真 — 使用材料写真 — 品質管理写真 — 出来形管理写真 — 災害写真 — 事故写真 — その他（公害、環境、補償等） </div> <p>2. 撮影</p> <p>2-1 撮影頻度 工事写真は、写真管理基準(案)の撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。</p> <p>2-2 撮影方法 写真撮影にあたっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるよう被写体とともに写しこむものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①工事名 ②工種等 ③測点（位置） ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図 <p>小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し、写真に添付して整理する。また、特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。</p> <p>2-3 情報化施工 「情報化施工技術の活用ガイドライン（令和4年3月農林水産省農村振興局整備部設計課）」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は同要領の規定による。</p>	<p>関係基準等の改定に伴う改定</p>

写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和5年度)					現 行 (令和4年度)					改 定 理 由			
品質管理写真撮影箇所一覧表					品質管理写真撮影箇所一覧表								
番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要	番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要		
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件			
8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		8	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		アスファルト量抽出粒度分析試験											
		温度測定											
		水浸ホイールトラッキング試験											
		ホイールトラッキング試験											
		ラベリング試験											
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要			9	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕		不要	
		温度測定											
		外観検査											
		すべり抵抗試験											
9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーV C試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		9	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーV C試験	コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
		マーシャル突き固め試験											
		ランマー突き固め試験											
		コンクリートの曲げ強度試験											
		温度測定(コンクリート)						コンクリートの種類毎に1回 〔温度測定中〕					
		現場密度の測定						コンクリートの種類毎に1回					
		コアによる密度測定						コンクリートの種類毎に1回 〔試験実施中〕					
		10						グースアスファルト舗装 (プラント)				貫入試験 40℃	合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕
リュエル流動性試験 240℃													
ホイールトラッキング試験													
曲げ試験													
粒度													
アスファルト量抽出粒度分析試験													
温度測定													
グースアスファルト舗装 (舗設現場)	温度測定		合材の種類毎に1回 〔試験実施中〕	不要		11	路床安定処理工 (舗設現場)	現場密度の測定	路床毎または施工箇所毎に1回 〔試験実施中〕	不要			
11	路床安定処理工 (舗設現場)	ブルーフローリング	路床毎に1回										
		平板載荷試験	〔試験実施中〕										
		現場CBR試験	〔試験実施中〕										
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕										
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕										
		現場CBR試験	〔試験実施中〕										
12	表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 〔試験実施中〕	不要					12			表層安定処理工 (表層混合処理)	含水比試験
		現場密度の測定	材質毎に1回 〔試験実施中〕										
		ブルーフローリング	工種毎に1回 〔試験実施中〕										
		平板載荷試験	材質毎に1回										
		現場CBR試験	〔試験実施中〕										
		たわみ量	ブルーフローリングの不良箇所について実施 〔試験実施中〕										

誤植修正

誤植修正

写真管理基準撮影箇所一覧新旧対比表

改 定 (令和5年度)					現 行 (令和4年度)					改 定 理 由	
品質管理写真撮影箇所一覧表					品質管理写真撮影箇所一覧表						
番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要	番号	工 種	写 真 管 理 項 目			摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件				撮影項目	撮影頻度[時期]	整理条件	
13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要	13	固結工	土の一軸圧縮試験	材質毎に1回 [試験実施中]	不要		
14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要	14	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]	不要		
		モルタルの圧縮強度試験									
		多サイクル確認試験									
		1サイクル確認試験									
15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	15	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		
16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	16	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		コンクリートの圧縮強度試験									
		スランプ試験					品質に変化がみられた場合 [試験実施中]				
		空気量測定									
		コアによる強度試験					品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	17	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	不要	モルタルを除く	
		塩化物総量規制									
		コアによる強度試験					品質に異常が認められた場合 [試験実施中]				
		スランプ試験					品質に変化がみられた場合 [試験実施中]				
		空気量測定									
		ロックボルトの引抜き試験					試験毎に1回 [試験実施中]				
18	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	18	河川・海岸土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		
		土の含水比試験					含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]				
		コーン指数の測定					トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]				
19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	19	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		
		土の含水比試験					含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]				
		コーン指数の測定					トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]				
20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	20	砂防土工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		
21	道路土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要	21	道路土工(施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中]	不要		
		ブルーフローリング					工種毎に1回 [試験実施中]				
		平板載荷試験					土質毎に1回 [試験実施中]				
		現場CBR試験									
		含水比試験					降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]				
21	道路土工(施工)	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	不要	21	道路土工(施工)	コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	不要		
		たわみ量					ブルーフローリングの不良箇所について実施 [試験実施中]				
22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要	22	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	不要		
		岩石の吸水率									
		岩石の圧縮強さ									
		岩石の形状									

誤植修正